

# 立法事務費の一人会派への交付廃止法案

【国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の改正】

## ＜立法の背景・趣旨＞

現行の制度では、立法事務費は、議員に対して交付するのではなく、会派に対して交付することとする一方、政治資金規正法上の届出のあった政治団体で所属議員が一人の場合を「会派」に含め、立法事務費を交付している。

→ 上記の場合については、立法事務費を議員に対して交付していることと同じことになるのではないかとの指摘がある。

立法事務費について、政治資金規正法上の届出のあった政治団体で所属議員が一人の場合には、交付しないこととする。

## 現 行

政治資金規正法上の届出のあった政治団体で所属議員が一人の場合を会派に含め、立法事務費を交付している。

## 改 正 法

政治資金規正法上の届出のあった政治団体で所属議員が一人の場合を会派に含める規定を削除する。

※立法事務費…国会が国の唯一の立法機関たる性質に鑑み、国會議員の立法に関する調査研究の推進に資するため必要な経費の一部として各議院における各会派に交付されるもの（国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律第1条第1項）

# 訴追委員長・弾劾裁判長の職務雑費廃止法案

## 【裁判官弾劾法の改正】

### <立法の背景・趣旨>

現行の制度では、裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に対し、国会開会中、日額6000円の職務雑費が支給されている。  
→ 職務雑費は不要であり、廃止する必要がある。

裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止することとする。

### 現 行

裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に対し、国会開会中、日額6000円の職務雑費が支給されている。

### 改 正 法



裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止する。

# 企業団体献金禁止等法案

## 【政治資金規正法の改正】

### (1)立法事実

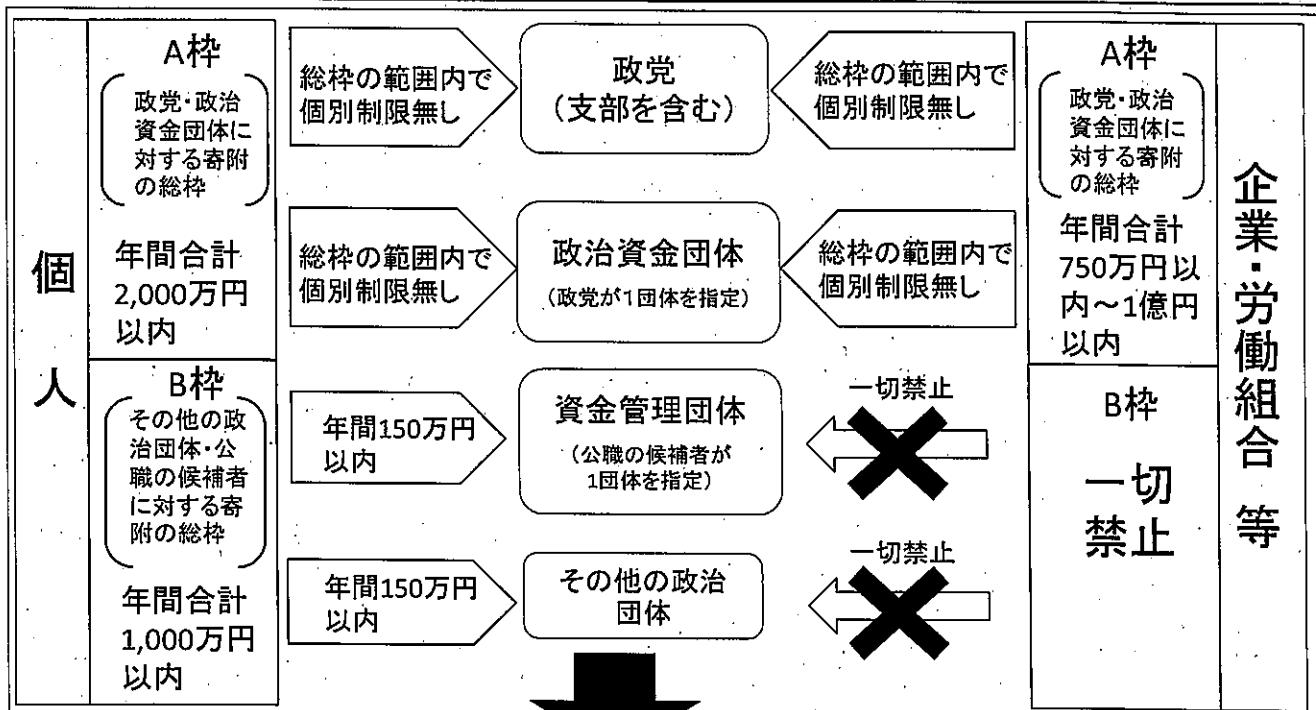
- ・ 献金を受けた企業・団体のための政治が行われている可能性がある。
- ・ 政策減税等で得た資金が献金という形で政党・政党支部に還流している可能性がある。
- ・ 政治資金団体の制度により政党への献金の流れが分かりにくい状況にある。

### (2)効果

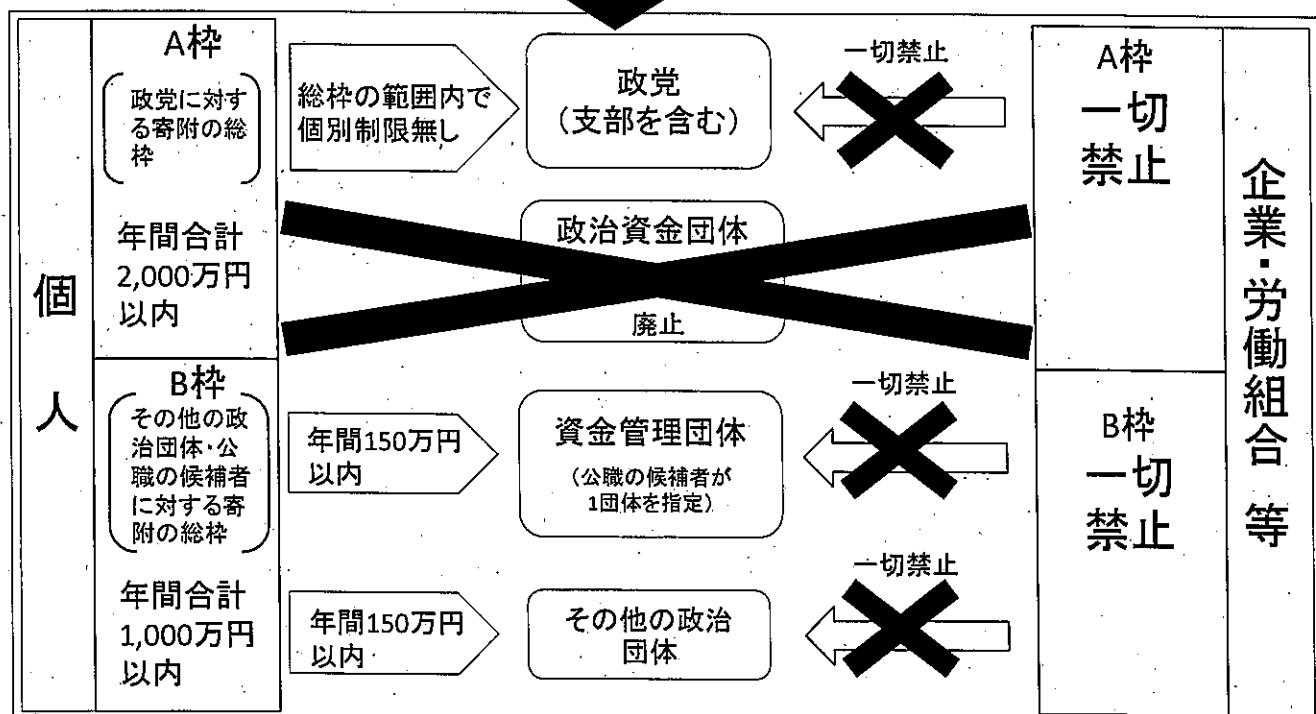
- ・ ある特定の企業・団体のための政治ではなく国民全体にとって好ましい政治が行われるようになる。
- ・ 真に正しい補助金の配布、政策減税等が行われるようになる。
- ・ 政党への献金が一元的・集中的に行われるようになる。

法人その他の団体の政治活動に関する寄附を全面的に禁止するとともに、政治資金団体の制度を廃止するものとする。

**現行**



**改正案**



# 寄附金控除等を通じた国會議員等の利益享受禁止法案

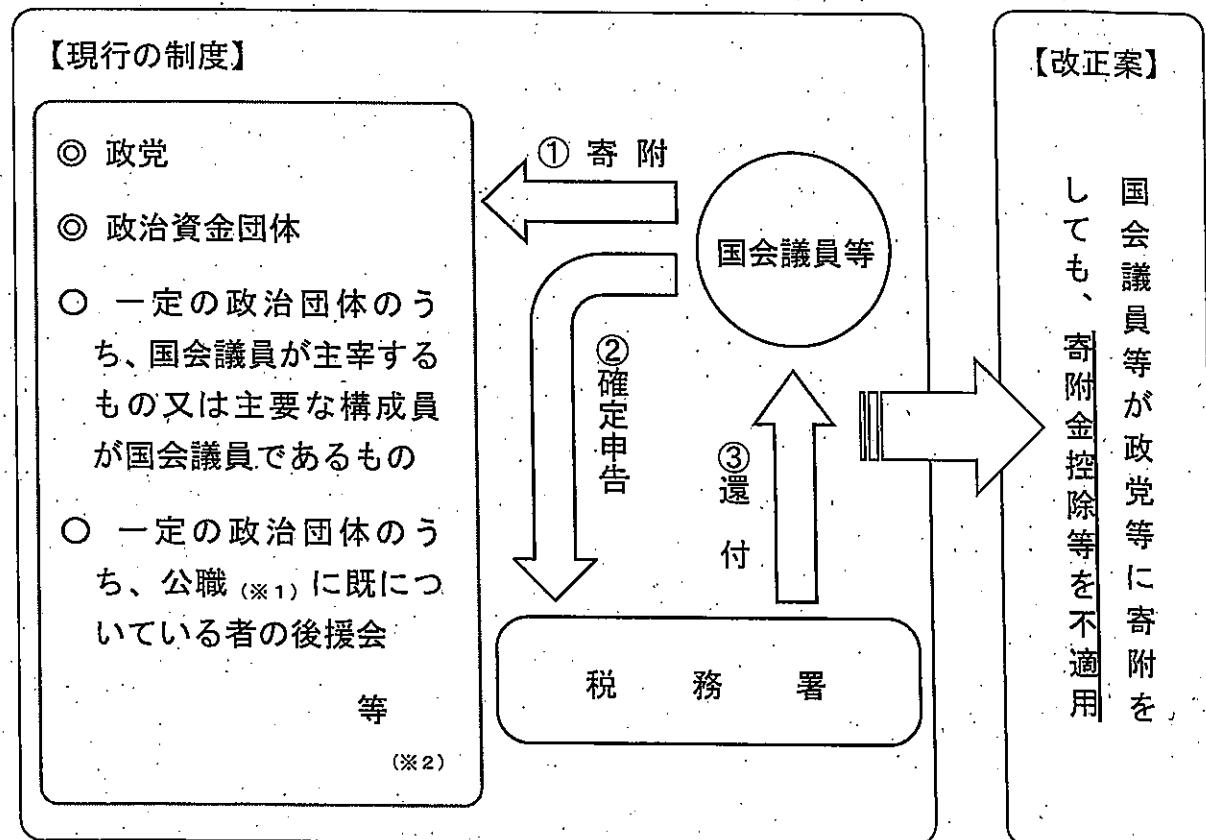
## 【租税特別措置法の改正】

### <立法の背景>

現行の制度では、政治家が関係の政治団体に寄附した支出金を最終的に自らの政治資金に充てるときであっても、税制上の利益を享受することが可能となっている。

国會議員等<sup>(※)</sup>が支出する政治活動に関する寄附に係る支出金について、寄附金控除の特例及び所得税額の特別控除の規定を適用しないこととする。

(※) 衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職にある者並びにこれらの者と生計を一にする者



(※1) 衆議院議員、参議院議員、都道府県議会議員、都道府県知事又は政令指定都市の議会の議員若しくはその市長

(※2) ◎は、寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の対象  
○は、寄附金控除の特例の対象

# 政治資金使途制限法案

## 【政治資金規正法の改正】

### 立法の背景・趣旨

政治家の資金管理団体が家族旅行のホテル代等に政治資金を支出したと疑われる事例がある。

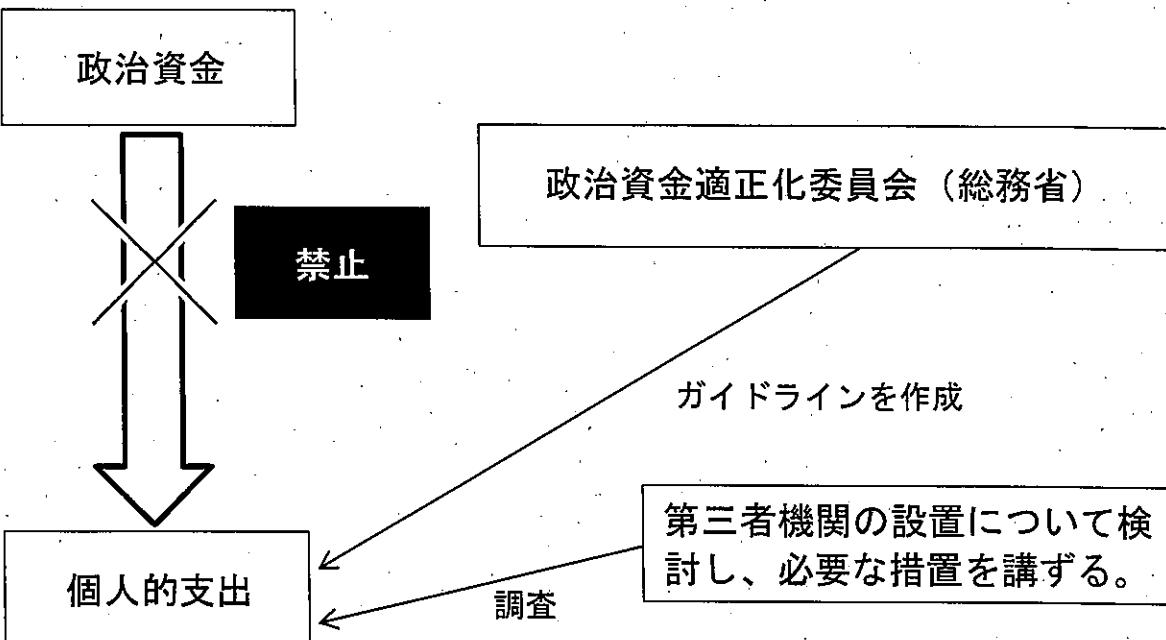
→ 「個人的支出」を禁止するとともに、調査のための第三者機関の設置について検討し、措置を講ずる必要がある。

### 1 政治資金の「個人的支出」の禁止

- (1) 「個人的支出」に当たるものは、政治資金から支出してはならないものとする。
- (2) 政治資金適正化委員会は、「個人的支出」についての具体的なガイドラインを作成するものとする。

### 2 第三者機関の設置

「個人的支出」に該当すると疑われる支出について調査するための第三者機関の設置について検討し、必要な措置を講ずるものとする。



次の(ア)(イ)のいずれにも該当しない支出

- (ア) 政治団体の目的に関連する支出
- (イ) 政治活動や公職関連活動に関連する支出

# 選挙区支部寄附禁止法案

## 【公職選挙法の改正】

### 立法の背景・趣旨

政党の選挙区支部が選挙区内の者に線香、花代等を寄附したとされる事例がある。  
→ 政治家本人や後援団体の寄附と同様に禁止することにより、金のかかる選挙を是正し、選挙の浄化に資する必要がある。

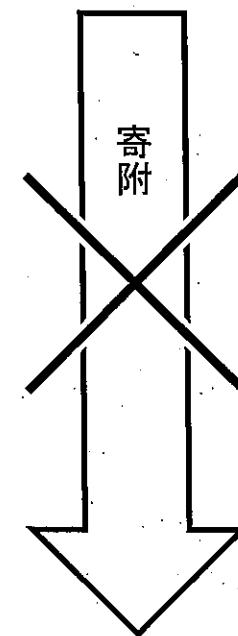
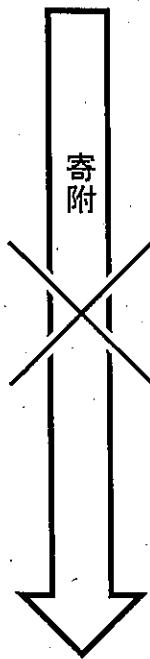
政党の選挙区支部について、当該選挙区内にある者に対して寄附をしてはならないものとする。

政治家本人

後援団体

○○党△△選挙区支部

現行法で禁止  
(罰則)



選挙区内にある者

# 議員歳費・手当の返納を可能とする法案

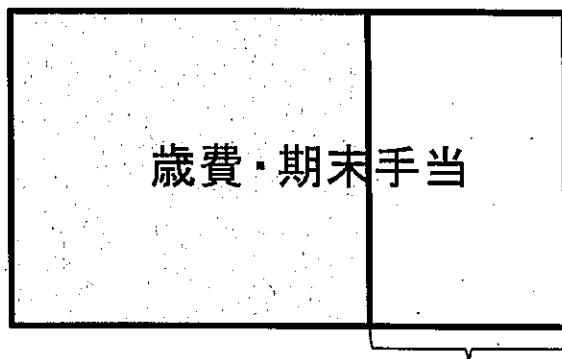
## 【国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の改正】

### ＜立法の背景＞

現行の制度では、国会議員の歳費や期末手当を国庫に返納することは公職選挙法の寄附禁止の規定に抵触するため、国会議員が自主的に歳費や期末手当を国庫に返納することができない。(ただし、参議院議員については、令和4年7月31日までの間に限定して、歳費の返納が認められている。)

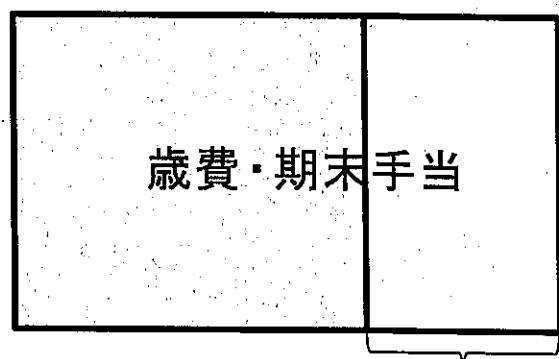
当分の間、国会議員が歳費及び期末手当を国庫に返納する場合については、公職選挙法の寄附禁止の規定を適用しないこととする。

### 現 行



国庫に返納することができない  
(公職選挙法に抵触)

### 改 正 法



国庫に返納することができる  
(公職選挙法の適用除外)

※参議院議員については、一定期間、歳費の返納が可能

# 「身を切る改革」による復興財源捻出法案

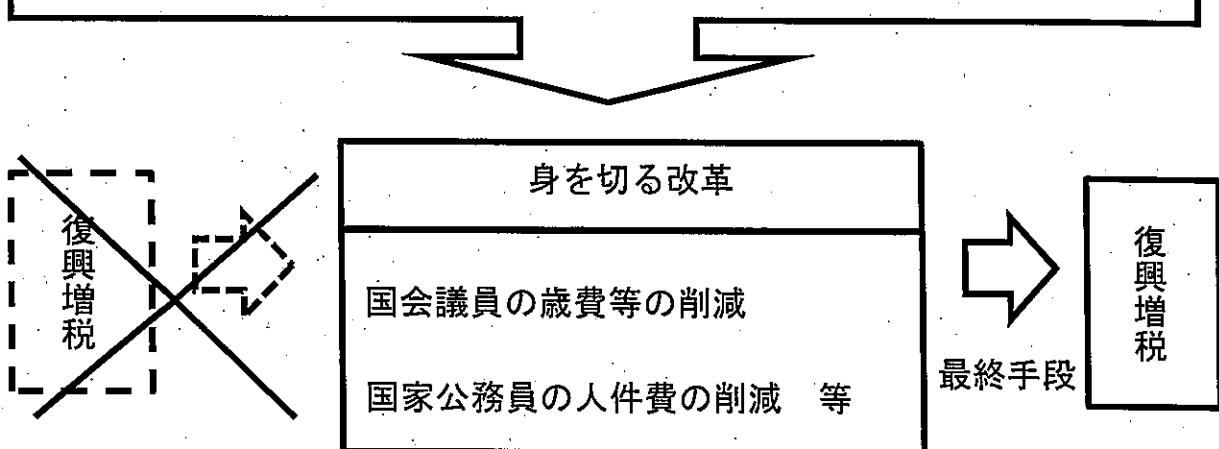
## 【大規模災害からの復興に関する法律の改正】

### <立法の背景・趣旨>

- 東日本大震災の復興の財源の捻出については、いわゆる「身を切る改革」が十分に行われないままに、復興増税が行われている。
- 大規模災害からの復興の財源の捻出については、まず可能な限り「身を切る改革」によるものとし、安易に復興増税を行わないものとする必要がある。

大規模災害からの復興のための国の財源については、国の資産、剰余金及び積立金を最大限活用するものとし、これによってもなお不足する場合においては、当該不足する財源の確保は、まず可能な限り国会議員の歳費等の削減、国家公務員の入件費の削減等によるものとし、安易に復興増税によらないものとする旨を法律に明記する。

国の資産、剰余金及び積立金を最大限活用しても、なお不足



# 政務活動費使途公開法案

## 【地方自治法の改正】

### ＜立法の背景・趣旨＞

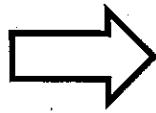
各地で政務活動費の不正使用に関する事例が生じている。

→ 収支報告書のインターネット等による公表及び収支報告書に関する協議の場の設置により、政務活動費に係る支出の適正を確保する必要がある。

- ①議長は、条例で定めるところにより、提出された政務活動費に係る収入及び支出の報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
- ②政務活動費を交付することとする場合においては、政務活動費に係る支出の適正を確保するため、提出された政務活動費に係る収入及び支出の報告書に関し、学識経験を有する者等が協議を行うための場が設けられるものとする。

### 現 行

- ・政務活動費の使途の透明性の確保については努力規定のみ
- ・政務活動費に係る収支報告書に関する協議の場について規定なし



### 改 正 法

- ・議長は、政務活動費に係る収支報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする
- ・提出された政務活動費に係る収支報告書に関し、学識経験を有する者等が協議を行うための場が設けられるものとする

# 国會議員秘書交通費適正化法案

## 【国會議員の秘書の給与等に関する法律の改正】

### ＜立法の背景・趣旨＞

現行の制度では、議員秘書の通勤手当について、一般職公務員と異なり、通勤の実情と無関係に月額3万円が一律に支給されている。

→ 議員秘書についても、一般職公務員の例に準じて通勤手当を支給することとする必要がある。

議員秘書の通勤手当について、一般職公務員の例に準じて支給することとする。

### 現 行

議員秘書に対し、通勤手当として、月額3万円が一律に支給されている。

### 改 正 法

議員秘書は、一般職公務員の例に準じて、両議院の議長が協議して定めるところにより、通勤手当を受ける。